

保 健 福 祉 事 務 所 福 祉 課 長  
市 町 村 障 が い 福 祉 担 当 課 長                      様  
中核市以外の市町村に所在する  
指定障害福祉サービス事業所の長

長野県健康福祉部障がい者支援課長

日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いについて（通知）

このことについては、平成 18 年 9 月 28 日付け障障発第 0928001 号「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（以下「国通知」という。別添のとおり。））に基づき、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いについて」（平成 18 年（2006 年）10 月 12 日付け 18 障第 245 号の 2 号、以下「通知」という。）により取扱いを整理しているところです。

今般、国通知の改正等によりこの通知の文言等を整理し、新たに通知を発出しますので、適正な事務処理について御配意願います。

なお、本通知は令和 7 年 10 月 1 日から適用し、「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いについて」（平成 18 年（2006 年）10 月 12 日付け 18 障第 245 号の 2 号）は本通知の適用により廃止します。

記

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）及び就労選択支援（以下「日中活動サービス等」という。）とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。（ただし、同一日に就労選択支援と他の日中活動サービス等を利用した場合の支給量は 1 日とする。）

2 原則の日数について

| (利用者 1 人 1 月当たりの利用日数) = (各月の日数) - 8 日 |                                   |       |             |
|---------------------------------------|-----------------------------------|-------|-------------|
| 1 か月の日数                               | 該当の月                              | 年間の月数 | 原則の日数       |
| 31 日                                  | 1 月、3 月、5 月、7 月、<br>8 月、10 月、12 月 | 7 か月  | 23 日        |
| 30 日                                  | 4 月、6 月、9 月、11 月                  | 4 か月  | 22 日        |
| 28 日又は 29 日                           | 2 月                               | 1 か月  | 20 日又は 21 日 |

### 3 国通知の「3 事務処理について」の「(1) 上記 2 の(2)の例外の①の場合」の県への届出について

#### (1) 届出の対象事業者等

上記の 1 の事業者等で、年間事業計画等により、原則日数を超える支援が必要となる月があると判断できる場合（就労選択支援を除く。）

#### (2) 届出書類の提出

原則の日数を超えて支援を行う必要がある日中活動サービス等の事業者等は、「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書」（別紙 1）及び「利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票」（別紙 2 事業所名、対象期間、原則日数の総和(内訳を含む。)、対象期間内における各月の利用日数(内訳を含む。)のみ記載)により県知事あて届け出ること。なお、届出書の提出に当たっては、原則、当該事業所所在地を所管する保健福祉事務所を経由すること。

#### (3) 届出の方法

届出は、年 1 回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。また、対象期間の変更に当たっては、変更を事前に届け出ること。

#### (4) 届出に係る利用者の介護給付費等の請求

届け出た対象期間内に、該当の利用者の請求に当たっては、「利用日数に係る特例の適用を受ける場合の利用日数管理票」（別紙 2）を作成し、市町村へ提出すること。

#### (5) 届出の受理について

県は、届出を受理した場合は、届出者及び関係の市町村へ届出受理の通知を行う。

#### (6) 届出等の様式の県ホームページへの掲載

トップページ→「健康・医療・福祉」→「障がい者福祉」→「障害福祉サービス」→「障害福祉サービス事業者向け情報」→「障がい福祉サービス事業者の皆さまへ」→「加算算定に必要となる届出書等について」

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kasantodokede.html>

### 4 利用日数の例外に係る報酬算定の対象外について

県による届出受理(国通知の 3 事務処理についての(1)の②)がある場合で、対象期間の原則日数の総和を超えて請求があった場合、及び市町村による判断等(国通知の 3 事務処理についての(2)及び(3))によらない場合には、超過日数分は報酬算定の対象となりません。

(問合せ先)

担当 施設支援係 竹田

電話(直通) 026-235-7149

F A X 026-234-2369

電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp